

仕 様 書

1. 事業名

出会いの場づくり事業企画提案・運営業務

2. 本事業の目的

出会いの場づくりイベント開催を通じて独身男女が結婚相手に出会う機会を創出し、人口減少及び少子化の要因の一つである未婚改善に取り組むことを目的とする

3. 仕様書の目的及び適用範囲

- (1) この仕様書は、出会いの場づくり事業実行委員会(以下「委託者」という。)が実施する本業務に係るプロポーザルに参加する者が提案すべき内容について、基本的な事項を示すものである
- (2) 本業務に用いた資料等は全て明確にしておき、要求があった場合は速やかに説明できるようにしておくこと。(3) 本仕様書に定めのない事項であっても、本業務の効果が上がると判断するものについては、積極的に提案すること
- (4) 受託者は本業務の内容や本業務により知り得た内容について、機密を守り、許可なく公表、転用及び貸与してはならない
- (5) 仕様の詳細については、本業務の受託候補者として特定された者と委託者との協議の上、確定するものとする。ただし、提案内容がすべて盛り込まれるものではない

4. 委託期間

契約締結日から令和9年2月12日まで

5. 委託金額

上限額 1,300,000円(消費税および地方消費税を含む)

6. 業務内容

中海・宍道湖・大山圏域(米子市・松江市・出雲市・境港市・安来市)および鳥取県西部町村会圏域(日南町、日野町、江府町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町)のいずれかに居住、通勤、又は機会があれば住んでみたいと考えている独身男女を対象とした出会いイベントの企画・運営

- ①中海・宍道湖・大山圏域および鳥取県西部町村会圏域のいずれかに居住、通勤、又は機会があれば住んでみたいと考えている独身男女を対象とし、プロバスケットボールチーム島根スサノオマジックのホームゲームの試合観戦とトークタイム・食事または軽食を組み合わせた出会いイベントを企画し、期間中に2回実施すること
- ②1回あたりの参加人数は、男女15名ずつ程度とすること
- ③試合前又は試合後に、参加者同士が飲食や会話を通して交流を行う機会を設けること。またその会場として、島根スサノオマジックの試合会場の近隣に、適切な場所を用意すること
- ④参加者募集のために、SNS、テレビCM、チラシ・ポスター、島根スサノオマジックのホームゲームでの大型ビジョンを使った告知動画の放映など、様々な広告媒体を使つての事前の周知活動を実施すること
- ⑤参加者の試合観戦チケットは、参加者がまとまって観戦が出来る座席配置で、確実に手配すること

- ⑥イベント参加者全員へイベント当日のアンケート及びイベント終了後の追跡調査を実施し、その結果を集計・分析の上、実績報告書とともに提出すること。
- ⑦参加者の募集、受付管理を行うとともに、応募状況に応じた周知活動の調整を行うこと
- ⑧イベント当日の受付、進行、参加者同士の交流のサポートを受託者において行うこと。また、当日の参加者同士の交流を円滑にサポートを行うための工夫を行うこと。
- ⑨イベント中における参加者間及び一般観客等とのトラブル対策について、具体的な方法を提案すること

7. 業務推進体制・進行方法

本業務の遂行にあたって、業務実施体制及び個別業務ごとの連絡窓口を明示するとともに、各業務を確実に遂行するため、業務全体の責任者及び個別業務ごとの責任者・担当者を定め、明示すること。

(1) 業務推進体制

①事業統括責任者

本委託業務を円滑に実施できるよう、事業統括責任者を配置すること。

②事業スタッフ

本委託業務を円滑に実施するために必要な人員を適切に配置すること。

(2) 進行方法

①契約後速やかに作業計画書を作成し、委託者の承諾を得ること。

②受託者は、適宜、委託者との打合せ及び活動報告等を行うこと。

8. 対象となる経費

委託契約の対象経費は、本事業の実施に直接必要となる経費（人件費、謝金、旅費、役務費、会議費、需用費、賃借料、委託費）とする。ただし、イベント参加者の旅費、宿泊費、食糧費、交通費等が発生する場合は、参加者の自己負担とする。

なお、備品購入など、受託者の財産取得となる経費は原則として認めない。

また、チケット代・飲食実費等の一部を参加者の自己負担（参加費として徴収）とすることは差し障りないが、その場合は、参加費の徴収管理は受託者で行うとともに、提出資料である見積書において徴収額の収支が分かる記載を行うこと。

9. 仕様等の変更

受託者がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議し、書面により承認を得ること。

10. 実績報告書の提出と提出期限

受託者は、事業完了後 10 日以内に実績報告書をデータで提出すること。

実績報告書には、次の内容を含むものとする。

- ・事業概要
- ・事業実施体制
- ・事業内容及び成果（参加者の居住地、年齢、職業等を個人が特定されない形でまとめたものを含むこと）
- ・収支報告 等

11. 作業基準

本業務は、本仕様書によるほか、次に掲げる関係法規に準拠して行うこと。

- (1) 個人情報の保護に関する法律
- (2) 個人情報取扱特記事項
- (3) 松江市財務規則
- (4) その他関係法令及びガイドライン

12. 秘密の保持等

受託者は、業務の内容、データの内容、その他契約履行により知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。
この業務は履行期間の終了後または契約を解除した後にも存続するものとする。

13. 無断複製及び持ち出しの禁止

受託者は、委託者の保有する資料及びデータを複写または複製してはならない。また、委託者内部から持ち出してはならない。ただし、業務遂行のためやむを得ない場合に限り、委託者の同意を得て行うことができる。この場合、使用する資料及びデータのリストを作成の上、提出し、業務完了後速やかに委託者に返却、廃棄あるいは消去しなければならない。

14. 個人情報の保護

- (1) 受託者は、個人情報の保護に関する法律を含む関係法令を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、業務に係る個人情報(個人に関する情報であって特定の個人が識別され得るものをいう)の保護については、常に最善の注意を払わなければならない。
- (3) 受託者は、個人情報を改ざん、破損、滅失及び漏洩その他の事故から保護するため、必要な措置を講じなければならない。

15. 再委託の禁止

受託者は、業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により委託者の承諾を得たときは、この限りではない。

16. 著作権その他知的財産権

- (1) 本事業により新たに制作した制作物について
 - ① 当該業務の受託者は、制作、納品した制作物については委託者が広報及び広告活動等を行う場合、自由に使用できるよう、著作権法(昭和45年法律第48号)第18条から第20条に規定する著作権者の権利を行使しないこと。
 - ② 受託者が有する著作権法第21条から第28条までに規定する権利は、納品とともに無償で委託者に譲渡すること。また、譲渡が難しい場合においては、委託者と協議の上、譲渡を行わないことができる。ただし、その場合においても、委託者の使用权及び改変を要求する権利は留保しておくこととする。
 - ③ 受託者は、委託者に無償譲渡する前項の著作権法上の権利を、委託者以外の第三者に譲渡しないこと。
 - ④ 受託者は、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものでないことを保証すること。なお、

制作物に使用する写真、文字等が受託者以外の者の著作物(以下「原著作物」という)である場合には、原作者に説明し、承諾を得るなど必要な手続きを採った上で本業務にあたることとし、原著作物の原作者と委託者との間に著作権上の紛争が生じないようにすること。

⑤ 当該制作物が、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものであった場合、前項の手続きに不備があった場合その他受託者の責に帰する事由により原著作物の原作者等と委託者等との間に紛争が生じた場合、これによって生じる責任の一切は、受託者が負うこと。

⑥ 委託者から提供する既存の情報については、著作権は委託者に帰属するものとする。

17. その他留意事項等

(1) 委託者から提供を行った情報及び関係資料については、本委託業務を遂行するにあたって必要な範囲でのみ使用することとし、業務外・目的外での一切の使用を禁ずる。また、業務終了後は速やかに返却し、全ての機器上から消去のうえ、その旨委託者へ報告すること。

(2) 関係自治体の条例・規則を遵守し、委託者にとって適切な成果及び納品物が得られるよう、委託者の立場に立ち、業務を遂行すること。また、本業務における課題、業務の見直し等必要な事項について、積極的に提案を行うこと。

(3) 業務の遂行にあたっては、委託者との連絡・調整を密に行い、別途協議が必要と判断された場合は、協議により随時打ち合わせの場を設けるものとする。また、作業の進捗状況について定期的に報告をすること。

(4) パソコンなど業務遂行に係る必要な機器等については、すべて受託者が用意するものとする。また、それらの機器類は、受託者の責任で保守・管理及び故障対応すること。

(5) 本業務の実施にあたって、次の項目に関する費用は受託者の負担とする。

- ・業務上、受託者の不注意により生じた費用

- ・業務の実施にあたり、受託者が第三者に損害を及ぼした場合の費用

18. 本仕様書に定めのない事項への対応

本仕様書に疑義が生じたとき、または定めのない事項については、委託者と受託者の協議によるものとする。